

井原市上下水道運営審議会 議事録

1. 開催日時	令和4年4月14日(木) 13:30~15:28
2. 開催場所	水道庁舎2階会議室
3. 出席委員名	堤 行彦、多賀 寿江、藤田 従道、石井 理恵子、 鷹家 克孝、長谷川 美佐子、佐藤 須賀則、細羽 敏彦、 沖久 教人、河合 謙治、平本 英夫
4. 欠席委員名	久安 憲男
5. その他の会議出席者 (事務局職員)	一安水道部長、津組水道部次長兼上水道課長、 柳本上水道課長補佐、吉山上水道課主査、 松井上水道課主任主事
6. 傍聴者	報道2名
7. 会議の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 審議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2・3回審議会の議事録承認について (2) 第3回審議会の振り返りについて (3) 審議会答申(案)について (4) その他 4. その他 5. 閉会

1. 開会

事務局から欠席者報告と会議の成立について報告

2. 会長あいさつ

堤会長があいさつ

- ・ 4月1日付人事異動で水道部長に就任した一安水道部長があいさつ

3. 審議

(1) 第2・3回審議会の議事録承認について

第2・3回議事録(案)を承認

(2)第3回審議会の振り返りについて

津組次長が第3回審議会の審議結果と主な審議内容について説明

(3)審議会答申(案)について

堤 会長 答申案の項目ごとに事務局から説明いただきまして、項目ごとにご審議いただけたらと思います。

津組次長が「1 はじめに」について説明

堤 会長 「1 はじめに」については、井原市水道事業の特徴や当審議会に諮問した背景などの一般的なことを書いているということですが、原案どおり決定してよろしいですか。

<異議なし>

堤 会長 それでは次に、「2 答申事項、(1) 事業統合に併せた料金統一と料金改定」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「2 答申事項、(1) 事業統合に併せた料金統一と料金改定」について説明 また、事前に委員から連絡があった修正案について説明

津組次長 水道料金の統一にあたり井原地区の上水道の現行料金をベースに審議を進めてまいりましたが、この点について答申の中で、「井原地区の上水道の料金を基準とすることについて賛否の意見があった」としてはどうかという修正案が挙げられております。

第1回の審議会資料で、市としては「料金統一にあたっては現行上水道料金を基準とする。」としており、最も高い美星簡易水道の料金、最も安い芳井地区の簡易水道の料金の間であるというのがその理由ですが、この点について各委員から特にご意見は無く、ご承認いただいていると思いますので、事務局としては修正の必要はないと考えています。

堤 会長 事前に委員から提出された修正案について事務局から説明があり、事務局としては修正しなくてもいいのではないかということでした。皆様いかがでしょうか、原案のままでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、この件につきましては修正しないこととします。そのほかに答申案の(1)について、ご意見がございますでしょうか。

ご意見がないようでございますが、答申案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、(1)については答申案の内容で決定させていただきます。

次に「(2) 料金改定率」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(2) 料金改定率」について説明

堤 会長 15.8%の料金改定率について、審議会としては妥当と判断するという答申案ですが、ご意見等ございますでしょうか。

ご意見がないようですので、原案のまま決定してよろしいでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、原案どおりの内容で決定させていただきます。

続きまして、「(3) 料金体系」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(3) 料金体系」について説明

堤 会長 料金体系については、現行の上水道の料金体系に統一し、基本料金を据え置き、超過料金については水道料金全体が15.8%の改定率となるような単価にするという答申案ですが、原案の内容どおりでよろしいでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、原案の内容どおりでご承認いただいたということで決定させていただきます。

続きまして、「(4) 改定方法（段階的な引き上げ・引き下げ）」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(4) 改定方法（段階的な引上げ・引下げ）」について説明

また、事前に委員から連絡があった修正案について説明

津組次長 答申案では、井原・芳井・美星の3地区を一律に3年で改定することとしておりますが、藤田委員より修正案が提出されております。

藤田委員 改定方法について、事前に事務局に修正案のご相談をさせていただきました。

前回の審議会においても、引上げの影響が大きい芳井地区は5年で改定すべきという意見を述べさせていただきましたが、審議の内容をまとめる際には、3地区とも3年の改定期間とするという皆様の多数意見に仕方なく合わせました。

しかし、それぞれの地域によって改定率や引上げ・引下げの実情が違うため、それぞれの住民の気持ちを考えた時には、地域の実情に応じた料金改定の進め方のほうがいいのではないかと考えました。そこで、皆さんにもう一回考えていただきたいということで、ご無理を言いますが再度ご審議いただけたらと思います。

修正案では、3地区とも同じように考えるのではなく、地区の実情に応じたやり方とするのであれば、芳井地区は非常に大きな引き上げとなるため5年間で引き上げ、美星地区は下がるわけですから少しでも早く1年で引き下げ、井原地区については芳井地区ほど引き上げ率が大きくないので3年で引き上げたらどうかと考えています。検討していただければありがたいです。

石井委員 私も同じ意見です。よろしくをお願いします。

堤 会長 改定方法についての審議は前回最終的にまとまりましたが、再度もう一度議論していただきたいということで、事前に修正案をいただいております。

進め方としましては、まず皆様に再度議論をするかお諮りして、ご承認いただいた後に再度審議をしたいと思っておりますが、そうした進め方でよろしいでしょうか。

鷹家委員 確認ですが、承認した場合は、前回の結論を白紙に戻して審議し直すことになるのですか。

堤 会長 審議し直す場合でも、前回の結論をベースにしてご審議いただければいいのではないかと思います。

それでは、改定方法について再度、審議することよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

堤 会長 それでは、再度審議することといたします。提出された修正案は、「料金改定に係る地区ごとの影響・住民感情に最大限配慮し、井原地区は3年、芳井地区は5年で段階的に引上げ、美星地区は1年で引下げる」というものです。皆様のご意見をお伺いします。

細羽委員 私も芳井地区在住ですが、確かに水道料金の改定方法について3年ではなく5年で改定してほしいという意見もありますが、芳井は水道が整備されていない地区が多く、料金引上げに対する不満より、整備が遅れていることに対する不満の方が大きいと思います。水道がない集落では、集落ごとに飲料水供給施設を整備されていますが、いくらボーリングしても十分な水が出ず、5千円や6千円の水道料金であれば水道を整備してほしいという意見があります。

堤 会長 水道料金の改定方法についての審議中ですが・・・。

細羽委員 給水区域外のことになりますが、答申書の付帯意見にでも加えていただければ、芳井の未給水地区の方にとってはありがたいと思います。

堤 会長 ただいまの細羽委員のご意見を付帯意見に反映するかどうかについて、検討したいと思います。事務局からご意見はありますか。

津組次長 今回は水道料金の改定について諮問させていただいております、給水区域内で水道を使用されている方の料金をどうするかということ審議いただいております。ただ、これまでの審議の中でも、芳井地区の水道整備についてさまざまなご意見をいただいているところがございますので、料金改定に直接関係はしませんが、芳井地区の未給水地区の解消にかかる意見を付帯意見の中に加えることは可能だと思います。

堤 会長 それでは、芳井地区の未給水地区の解消についてのご意見の取り扱いについて、審議いたします。

芳井地区の簡易水道の普及率向上について進めていただきたいとか、文言は相談させていただく必要はありますが、付帯意見に入れることについて、皆様よろしいでしょうか。

＜異議なし＞

堤 会長 それでは、付帯意見の中に加えたいと思いますが、内容については後程、付帯意見を審議するところで協議いたしたいと思っております。

それでは、再度改定期間の修正案について、皆様のご意見を伺います。

佐藤委員 鷹家委員からもありましたが、話が収束した内容についてここでもう一度審議するという事です。

芳井地区の改定期間を3年から5年にということですが、前回は全地区3年で改定するという事でまとまりました。地区の実情を考慮して芳井地区を5年にすることになれば、例えば産業界の負担もかなり大きいので、産業界についても5年にしてくださいということになってしまいます。そうすると、結局議論全体が元に戻ってしまうことになりかねない。

また、そもそも今後の水道事業経営のために料金は一気に改定したいが、激変緩和を考慮して段階的に改定する必要がある。そして、3年か5年かというところでは、5年にすると資金残高が少なくなるということだった。ここで、芳井地区を5年、美星地区を1年で改定することになったら、不足する資金残高を新たに料金改定率に反映しないといけないことにならないですか。

藤田委員 議論を蒸し返すことになるんですが、再度検討していただけたらありがたいと思っております。

そもそも令和11年度末の資金残高を5億円確保する計画が、改定期間を一律3年間とすることで3億2千万円になってしまうということも伺いました。芳井地区を5年で改定した場合に資金残高がどの程度になるのか、聞くところではそんなに資金残高が減らないということのようですので、やはり地域の実情があるわけですので、ぜひ検討していただければありがたいと申し上げているところです。よろしくお願いします。

平本委員 一律3年で改定するという現在の答申案でも資金残高はギリギリということでした。そうした中で、芳井地区の改定期間を3年から5年にということでございます。2年間延ばすことによって資金残高がどのくらい減るのか、試算されていたらお知らせください。

津組次長 少し整理をしながら説明いたします。そもそも当初の計画では令和11年度末の資金残高は5億円確保したいというものでした。その後、審議会の審議の過程で第2期人口ビジョンの推計を用いるべきだということで試算した結果、資金残高は3億9,500万円となりました。そして激変緩和として3地区とも3年間で料金改定した場合は3億2,000万円まで減少してしまうというのが現在の答申案を踏まえた状況です。今、藤田委員からご提案のあった修正案で試算しますと、令和11年度末時点の資金残高は2億7,000万円程度まで落ち込む見込みとなります。

今までの審議の中で事務局から芳井地区の給水収益の割合は少ないので改定期間をのばしても影響が少ないという言い方をした場面もございましたが、芳井の中央簡水は一定規模の給水人口を抱えておりますので、やはりある程度の影響が出てまいります。

堤 会長 現在の答申案であります全地区を3年で改定した場合の資金残高が3億2,000万円のところ、芳井地区を5年、井原地区を3年で引上げ、美星地区を1年で引下げた場合の資金残高は2億7,000万円になるということで、5,000万円程度減ってしまうということです。

河合委員 芳井地区の方の言われることもわかりますが、井原地区も15.8%上がります。また、給水が末端となる地域では、水圧が低いとか言われてる地域などもあるので、地域ごとに改定期間を変えてしまうと、例えば環境的に不具合が生じている地域などから料金改定について考慮してもらえないかといった声が出て来るかもしれない。だから、どこで妥協するかではないですけど、どこで線引きするかだと思います。芳井地区の方の言われていることはよくわかりますが、それをしてしまうと線が引けなくなるので、前回は一律に3年間で改定する

ということにまとまったのではないかと思います。

堤 会長 大きな枠組みの中において同一サービス同一料金で運営していく訳ですが、色々な考慮すべき意見がある中で、審議会としては全体を段階的に3年で改定するという事で整理したというところだと思います。

沖久委員 提案された修正案に「地区ごとの影響・住民感情に最大限配慮し、」とあります。もちろん地区ごとの住民感情はそれぞれ違いますので、その感情をわかった上で一律3年という改定期間を決めたと思っています。井原と芳井と美星の市町村合併後も水道については新しい井原市としての統一感がないように感じています。水道料金の改定について統一感を持っていただくためにも、前回決めた一律3年で段階的に改定するという方がグッドに近いベターな案だと思います。

堤 会長 全ての人にとってベストな案はなかなか見つけられないと思うので、色々な意見がある中でお互いの意見をうまく取り入れた折衷案としてのベターな案として一律3年で段階的に改定することに決定したと思います。本来であれば一つの水道ということになるので、同一の対応で1年目から料金を統一すべきではありますが、それぞれの立場を配慮して3年後に統一するという議論があったと思います。

石井委員 全体に占める芳井地区の給水人口は少ないので、芳井地区の改定期間を延ばしても資金残高にはあまり影響は出ないという話が以前にありましたが、実際に試算してみると結構影響がありました。でも、3年で改定するとしたら川町簡水では毎年倍近くになってしまいます。ですので、3年で改定するのでは激変緩和の効果があまりないので、やはり地域の実態に応じた緩やかな料金改定としていただきたいので、5年での改定期間としていただきたいと私は思います。

堤 会長 本日の会議に提出していただいている現行単価と改定単価を比較した資料を見てみますと、川町簡水においては月に20m³使用した場合は現行1か月1,049円から改定後は3,560円になるので2,511円の値上げとなります。それを3年で改定した場合は月に約800円程度の値上げとなり、5年で改定した場合は月500円程度の値上げとなりますので300円ぐらい違ってくることとなります。

芳井地区を5年で美星地区を1年で改定するとなりますと資金残高が5,000万円程度減少することになり、その分の負担を先送りにするということとなります。地域間の公平性と世代間の公平性も水道事業は担保していかないといけないというところは非常に大事なところであるので、資金残高を考えますと3年間がギリギリのところかなと思うところでもあります。芳井地区は今までの水道料金が安かったので、このたびの料金改定でのご負担が大きいというのは非常によくわかりますが、次の世代の子供や孫たちの水道料金の負担を一気に上げることにならないようにしてあげなければならない、今の世代が将来の負担分を少しでも負担してあげながら進めていこうということで、その辺もご理解いただきながら、最大限皆さんのご意見を考慮した3年という改定期間で改定させていただくのがいいというのが前回の審議のまとめになるのかと思います。そういったところで、今回の審議をまとめさせていただければと思うのですが、藤田委員いかがでしょうか。

藤田委員 まとめていただきましたが、一律に3年で改定するという改定方法について私は少しどうかなという思いがあります。やはり地域の実情を考えると地域ごとに改定する期間が

変わっても仕方がないと思うんです。一律に3年で改定するのは強引すぎる感じを持ちます。もちろん井原市全体の事を考えるべきなんですが、芳井地区の人には同じ料金に達するまでのやり方を考慮してほしいというのが我々の願いです。もうこれ以上は申しません。

佐藤委員 藤田委員、石井委員さんのご意見は十分理解できます。企業も結構な値上げになります。大口利用の企業の方にもお話を伺いました。水道事業が独立採算制であることは十分理解されていて、水道事業が立ちいかなかった時が怖いと言われました。企業活動を進める上では水が出なくなる、何日も止まるというのが怖いと言われました。そのために必要最低限の値上げは受け入れるべきかなとも言われました。

細羽委員さんも言われましたが、水道事業は独立採算制なので税金をつぎ込むわけにいかない。水道の給水を受けていない方もおられるわけで、そうした方の税金を水道事業に入れるわけにいかない。

また、水道の給水を受けられない地域への水道の普及についても水道事業の中でやっていくことになるので、水道料金で整備費用も返していくことになります。こうした水道の新たな布設を進めるためにも資金は必要になってきますので、ある程度の利益を出していかないと後世に負担を残すことになります。

そこで、地域の方々や事業者の方にご理解をいただいて、今後も井原市で事業をしようとした時に水がありません、足りませんというようなことにならないように維持管理していくためにこのたびは値上げさせていただきますとお願いすることになります。企業の方が集まる時には私からも説明させていただいていますが、市の方でも大口の事業所などにも実情をよく説明していただければと思います。十分理解していただければと思います。

河合委員 現在の芳井地区の水道普及率は確か6割ぐらいだったと思いますが、未給水区域に水道を整備する費用を水道事業を統合した後に賄うことは難しいと思います。今は芳井地区の4箇水、美星簡水とも赤字のため一般会計から繰り入れをしていますが、水道事業に統合した後は市からの繰り入れはなくなるので、既存の水道施設を維持するだけでも大変になると思います。そして、水道料金の値上げも進むことになるのではないかと思います。ですので、芳井地区の水の確保が困難な地域などは未給水地域の解消について今言っておかないと、今後子どもや孫の世代に水道の整備をすることは難しくなると思います。そうした色々なことを理解した上で料金改定について決めないといけないと思うんですけど、ここでの議論だけではなかなかいい結論が出ないかもしれません。地区で説明会を開いて意見を聞くということも必要だと思います。

石井委員 河合委員と同じような意見になりますが、私も市民の方から色々な意見を聞いていますが、水道に関してわからないことが多いので、審議会の審議内容の説明があまり上手にできないのです。ですので、6月市議会の一般質問の回答でも「地域から要請があったら説明する。」ということでした。地域からの要請はあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

堤 会長 今、説明会の話も出ましたが、説明会については(8)の付帯意見の中で協議したいと思います。

ここでは、改定期間を3年に統一するか、芳井の改定期間を5年、美星の改定期間を1年にするかをご審議いただければと思います。

芳井の改定期間を5年とすると将来の世代に負担をおくことになる、水道普及率を上げていくためにも収入の確保が必要になる、そういったご意見をいただきました。また、今回の15.8%の改定率についても実のところは負担を多少先送りにしているので、ギリギリのところまで3年の改定期間に決定したと思います。おおげさな言い方をすれば、今後水道が止まらないためにも必要な費用を確保していく必要があると思います。

前回の議論もそうですが、今回も3年、5年両方の意見がありますが、審議会としては井原市全体として水道事業をどうしていくべきかという視点で審議をまとめなければいけないと思います。そういった意味からも、前回決定しましたとおり、一律3年で段階的に改定するということでまとめさせていただきたいと思いますが。

石井委員 前回の審議会において会長から、答申については委員の議論を踏まえて決定したいという発言もありました。ぜひ、私達の意見をもう少し入れていただきたいと思います。

堤 会長 本日の会議で再度審議しておりますので、そこはご了解をいただきたいと思いません。

津組次長 今の審議をお伺いしております、芳井地区の委員さんからの芳井地区の実情を踏まえ配慮を求めるとご意見、水道事業といたしましても当然必要だと思っているところですが、他の委員の皆さんからはそれを理解した上で、芳井地区の改定期間を変更することは資金残高も減りますし、負担を後世に送ることにもなるので一律に3年で改定するという答申でまとめはどうかということでございます。市といたしましては答申がそのような場合は、審議会の議論の内容を今後実施します地区の説明会等において詳しくお伝えし、芳井地区の皆様にもご理解いただけるよう努めてまいる必要があると考えております。

堤 会長 地区での説明の際には、審議の過程についてもしっかり説明していただくということで、改定方法については原案どおり一律に3年で段階的に改定するというご承認いただけますでしょうか。

石井委員 承認できません。

藤田委員 事務局から、審議過程も説明するということをおっしゃいました。そして、会長としては、審議会全体で決定したということにされたいのだと思いますが、あくまで我々としては反対意見ですので、そのあたりよろしく願いいたします。

堤 会長 一応、皆様のご了解をいただいたという形で答申を取りまとめたいと思っています。

河合委員 そういうことであれば、1回芳井地区を含めた説明会を開いたあとで、出た意見を踏まえて再度審議会を開催して最終的に決定したらどうでしょうか。今日、決めないといけないですか。

堤 会長 令和5年4月1日の料金改定をするためには、当初のスケジュールで進める必要があると理解しています。

事務局、いかがですか。

津組次長 以前の審議会の中でも、審議の途中で市が出向いて説明会をしてはどうかというご質問がありました。当初は、料金の改定等をする場合に市が地区に出向いて説明をしましても、改定率を引き下げて欲しいとか改定に反対する意見に偏る場合が多いので、料金改定等の場合については市が出向いて説明会を開催することは考えていませんとお答えさせていただき

ました。その後、それでも地区での説明はあるだろうという審議会でのご意見を受けまして、審議会から答申をいただいた後に要望があれば市が説明するという考えをお答えさせていただきました。

市といたしましては、地区に出向いて皆様の声をお伺いする代わりにこの審議会の中で各地区の方に来ていただきご意見を頂戴するというので、説明会に代わる手法としてこの審議会を考えておりますので、答申の前に市が地区で説明会を開催するという事は考えておりません。

河合委員 芳井地区の方いいのですか。この審議会では3年の改定期間でよいという声が多いようなので、芳井地区の値上げ率が大きくなりますよ。答申の前に芳井地区で説明会を開いた方がいいのではないですか。

藤田委員 よくはないですが、審議会の審議内容を地域に持って帰って、その後に地域の声を審議会で検討するという事を繰り返していたのでは、審議会が永遠に続いてしまうという懸念があります。

河合委員 そうではなくて、1回審議会の答申案を作って、地区で説明会を開いて、そこで出た意見を審議会にフィードバックして最終的に審議会の答えを出すというやり方もあるのではないかと提案をさせていただきただけです。そこまでしなくてもいいということであれば、この場で決定するのが本筋ではあると思いますが、余りにも芳井地区の方が承認できないということなので、提案させていただきました。

石井委員 一律に3年で改定することには賛成できないという考えは変わりません。

藤田委員 河合委員さんのご提案に感謝いたします。審議会の審議内容を地域で伝えた後に、地域の声を聞いてくるということができればそれもいいとは思いますが。どのようにすべきか我々も困っているんですが、あまり同じところで長引くのも委員皆様のご負担になりますし、かといってあきらめるのも我々としては厳しいという思いがあります。

鷹家委員 今後の進行について河合委員が言われた地区の意見を聞く機会を設けたらどうかという提案ですが、委員の皆さんは既にある程度は地区の人の声を聞いて来られていると思います。仮に、地域に審議内容を持ち帰り声を吸い上げたとしても、例えば反対の声ばかり出たら審議会として回答をまとめることができなくなってしまうという心配もあります。先程会長も言われましたが、段階的に引き上げをするということは、見方を変えると皆と同じ水だけ2年間はある程度安いままにすることを認めるということです。逆に美星地区においては、あと2年間だけは高く払ってくださいということだと思います。

先程、河合委員から線引きという言葉が出ました。例えば細かく線引きするのであれば、芳井地区については4簡水についてもそれぞれ線引きして欲しいという声が出るかもしれない。例えば大口の事業所などの負担増が大きいので激変緩和措置をしてほしいという声が出るかもしれない。他にも口径別であるとか、ご家庭の収入状況によって負担緩和措置を考えてほしいとか、線を引くことができるところはたくさんあります。だから、どこで線を引くのか、この審議会では、できるだけシンプルに公平にやりましょうということで、3年だ5年だと言わずに一律に3年にしてはどうかということをお話してきたと思います。

芳井地区は給水人口が少ないので、資金残高への影響が少ないからいいだろうということではなくて、何が公平で不公平なのかの判断は難しいけれど、シンプルに決める方がいいだろうと

いう考えがあって、色々な考え方や意見も出ましたが一律3年間で料金改定するというところに収束したのだと思っています。それをまた、新しい考えがあるということで審議をし直していたんでは、いつまでたっても結論は出ないと思います。

堤 会長 審議会の答申として、どこかで線を引かないといけない。それぞれの立場を考えると線の引き方は変わってくると思うが、最終的にはお互いができるだけ納得できる範囲ということで一律3年という結論だということでした。

石井委員 再度になりますが、修正案に書いていますとおり、改定方法については、料金改定に係る地区ごとの影響・住民感情に最大限配慮し、井原地区は3年、芳井地区は5年で段階的に引き上げ、美星地区は1年で引き下げるのが私は妥当と考えます。

堤 会長 少し休憩といたします。

<休憩>

堤 会長 料金改定の進め方について、色々なご意見をいただきましたが、答申内容をまとめていきたいと思っています。

線引きについては検討すべき項目も色々あると思いますが、この審議会での改定方法のベタな形は、一律に3年で改定するということだと思いましたが、いかがでしょうか。

藤田委員 芳井地区の者としては残念な結果ではありますが、これ以上審議を引き延ばす訳にはいきませんので、仕方なくということをおし上げておきます。

<異議なし>

堤 会長 ありがとうございます。地域の声を代弁していただく立場として、委員の皆様方には難しい判断だったと思いますが、審議会全体での整理としては3年で一律に改定するというのでまとめさせていただきます。市の方では、審議過程を十分に市民の皆さんに説明していただきたいと思っています。

それでは続きまして、「(5) 改定時期」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(5) 改定時期」について説明

堤 会長 改定時期については、令和5年4月1日からの改定が妥当ということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、原案のとおり決定させていただきます。

次に、「(6) 水道料金表(案)」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(6) 水道料金表(案)」について説明

堤 会長 水道料金表については、資料のとおりでよろしいでしょうか。基本料金は据置ですが、超過料金を変更している点と私設消火栓の記載方法を現行から少し変更しています。いかがでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、原案のとおり決定させていただきます。

次に、「(7) 加入負担金」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(7) 加入負担金」について説明

堤 会長 加入負担金については、水道料金と同様に統一をして、資料のとおり値下げする形で令和5年4月1日から改定するということでよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

堤 会長 それでは、原案のとおり決定させていただきます。

最後に、「(8) 付帯意見」について、事務局から説明をお願いします。

津組次長が「(8) 付帯意見」について説明

また、事前に委員から連絡があった修正案について説明

堤 会長 付帯意見について、事前に連絡いただいた①の修正事項については、別紙資料の修正案どおり決定してよろしいか。

＜異議なし＞

石井委員 一言すみません。芳井町にとっては大幅な値上げ率となるので、きめ細やかな説明をしていただき市民の理解を得るようにお願いしたいと思います。

堤 会長 答申の文言としては資料のとおりですが、実際説明をする場合には今までのご意見を踏まえながら対応いただければと思います。

また、芳井地区における未給水区域の解消について、付帯意見に追加するというので先程決定いたしました。内容については事務局の方で整理していただき後日皆さんにご確認いただくということでよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

堤 会長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、付帯意見のところで何かございませんか。

平本委員 上水道の計画給水人口は3万8,500人だったと思います。現在は3万人ぐらゐの給水人口で、令和11年には2万8,000人ぐらゐに減ると思います。そうした中で水道施設であるとか管路を更新するにあたってダウンサイジングであるとか、例えば、上水道においては3つの配水池があると聞いています。これを2池にできるのかどうかわかりませんが、将来を見据えた施設の更新をしていただきたい。

また、現在新しい技術や新しい材料、工法もありますので、そういったものを取り入れてコスト削減を考えた更新事業等をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

堤 会長 料金を改定するにあたっては事業の支出を減らしていく努力を事業者側がしていくことが前提となると思います。今の話はその点に関わる具体的なご指摘だったと思います。事務局いかがですか。

津組次長 上水道と簡易水道の統合をいたしますと、施設の統廃合や集積などの効率化を検討する必要があります。先程のダウンサイジングであったり、新技術の導入も考えていかなければならないと考えておりますので、審議会として付帯意見に入れるべきと判断されるのであ

れば、文言については事務局で整理させていただきます。

堤 会長 平本委員のご意見を付帯意見に入れることについて、委員の皆様ご異議ございませんか。

<異議なし>

堤 会長 それでは、ただいま平本委員から出ましたご意見につきましても付帯意見に加えることとさせていただきます。内容につきましては事務局の方で整理していただき後日皆さんにご確認いただくこととします。その他にございますか。

河合委員 第4次拡張事業について記載がありますが、この事業の実施は決定しているものですか。

津組次長 まだ計画の段階ですが第7次総合計画の主要事業に位置付けている事業です。

河合委員 美星の水を有効活用するということですが、費用対効果の見込はどのようになっていますか。

津組次長 この事業は、岡山県広域水道企業団から受水している美星簡易水道の龍王配水池から野上地区の3つの配水池へ送水する事業です。現在、野上地区へは、木之子の東部配水池から加圧しながら8キロメートルの送水管で水を上げていますが、美星からだと約2キロメートルの送水管を整備することで自然流下により送水することができます。従前の加圧ポンプの維持管理が不要となるとともに加圧のための動力費も不要となります。また、送水管が8キロメートルから2キロメートルになるため管路の維持管理経費も少なくなりますので、工事費用を考えても大きな効果があると考えています。

河合委員 以前に同じような質問が他の委員からもありましたが、岡山県広域水道企業団から美星地区への受水契約について、受水量を減らす変更契約はできないのですか。

津組次長 それはできません。

河合委員 それでは、美星地区が受水契約をしている余剰部分の水量については、有効活用することを検討しないといけないですね。

津組次長 まさに第4次拡張事業は、余剰部分の水量の有効活用を図ることが最も大きな事業の目的となっています。

堤 会長 これから実施する事業の適正化を図る中で、下から水を上げる動力費がなくなることは大きいことだと思います。この脱炭素化に向けたこの取り組みについては、方向性としては非常にいいと思います。費用対効果については、しっかりと考えながら最適なあり方を検討していただきたいと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。

<なし>

堤 会長 それでは、付帯意見については、現在記載している意見に加え、追加で記載する2点について、事務局で整理していただいた案を皆さんに確認していただくことにいたします。

最後になりますが、「3 おわりに」の内容について、ご意見がございますでしょうか。

ないようですので、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

<異議なし>

堤 会長 以上で、「(3) 審議会答申(案)について」は全て終了いたしました。

答申書については、基本的には原案に沿った内容で、付帯意見として2つの項目を追加することで決定をいたしました。

答申をまとめる上で、皆さんそれぞれのお立場でのご意見があったかと思いますが、最後はご承認をいただき、ありがとうございました。また、審議会において活発なご意見が出たことは非常に良かったと思っております、あわせてお礼申し上げます。皆様どうもありがとうございました。

(4)その他

4. その他

- ・ 第5回審議会を5月後半に開催することに決定
- ・ 第5回審議会は全委員参加で開催し、会長から市長に答申を渡すことに決定

5. 閉会